

島根県浄化槽推進協議会設置規程

(平成23年2月10日制定)

(趣旨)

第1条 浄化槽普及促進のため、全国浄化槽推進市町村協議会と連携して行う事業を円滑に運営するため、島根県浄化槽推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター定款第5条に定める会員のうち、島根県内の市町村の会員（以下「構成員」という。）をもって構成する。

(役員)

第3条 協議会の役員として、協議会会長1人、協議会副会長2人を置く。

2 協議会の役員は、公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター理事会（以下「理事会」という。）において構成員の長の中から選任する。

3 協議会会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

4 協議会副会長は、会長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序によってその職務を代行する。

(役員会)

第4条 協議会の役員会（以下「役員会」という。）は、協議会会長が招集し、その議長に当たる。

2 役員会は、浄化槽普及促進のため、国その他の関係行政機関への要望・提案及び浄化槽に関する制度の改善等に関する事項について協議する。

(全体会議)

第5条 役員会が必要と認めるときは、全ての構成員による全体会議を開催することができる。

2 全体会議は、協議会会長が招集し、その議長に当たる。

(要望活動等)

第6条 協議会は、浄化槽普及促進のため、全国浄化槽推進市町村協議会と連携して国その他の関係行政機関へ要望・提案活動を行うとともに、必要があると認めるときは浄化槽普及促進の方策等に関し理事会に提言する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター事務局において行う。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、公益社団法人島根県浄化槽普及管理センター定款の施行の日（平成23年4月1日）から施行する。